

中野区教育委員会会議録

平成30年第9回定例会

平成30年4月13日

中野区教育委員会

平成30年第9回中野区教育委員会定例会

○日時

平成30年4月13日（金曜日）

開会 午前10時00分

閉会 午前11時20分

○場所

中野区役所5階 教育委員会室

○出席委員

教育委員会教育長 田辺 裕子

教育委員会委員 伊藤 亜矢子

教育委員会委員 渡邊 仁

教育委員会委員 田中 英一

教育委員会委員 小林 福太郎

○出席職員

教育委員会事務局次長 戸辺 眞

教育委員会事務局副参事（子ども教育経営担当、学校・地域連携担当）

高橋 昭彦

教育委員会事務局副参事（学校教育担当） 石崎 公一

指導室長 宮崎 宏明

教育委員会事務局副参事（子育て支援担当） 古川 康司

教育委員会事務局副参事（児童相談所設置準備担当） 神谷 万美

教育委員会事務局副参事（子ども特別支援担当） 中村 誠

教育委員会事務局副参事（保育園・幼稚園担当） 濱口 求

教育委員会事務局副参事（幼児施設整備担当） 板垣 淑子

教育委員会事務局副参事（子ども教育施設担当） 石原 千鶴

南部すこやか福祉センター所長 石濱 照子

○書記

教育委員会事務局教育委員会担当係長 金子 宏忠

教育委員会事務局教育委員会担当 香月 俊介

○会議録署名委員

教育委員会教育長 田辺 裕子

教育委員会委員 渡邊 仁

○傍聴者数

6人

○議事日程

1 報告事項

(1) 事務局報告

- ① 障害児への地域支援の充実について（子ども特別支援担当）
- ② 児童相談所の設置に向けた検討状況について（児童相談所設置準備担当）
- ③ 上高田小学校・新井小学校統合新校校舎等整備基本構想・基本計画の策定について（子ども教育施設担当）

○議事経過

午前10時00分開会

田辺教育長

おはようございます。

定足数に達しましたので、教育委員会第9回定例会を開会いたします。

それでは、議事に入ります。

本日の会議録署名委員は、渡邊委員にお願いいたします。

本日の議事は、お手元に配付の議事日程のとおりです。

また、本日は事務局報告の1番目に関連して、南部すこやか福祉センターの石濱所長にご出席いただいておりますので、ご承知おき願います。

<教育長及び委員活動報告>

田辺教育長

それでは、報告事項に移ります。

教育長及び委員活動報告につきましては、事務局からの報告は予定しておりませんが、各委員から活動報告がございましたらお願いいたします。

よろしいですか。

<事務局報告>

田辺教育長

事務局報告に移ります。

事務局報告の1番目「障害児への地域支援の充実について」の報告をお願いします。

副参事（子ども特別支援担当）

「障害児への地域支援の充実について」、ご報告させていただきます。

障害児への支援につきましては、一貫した切れ目のない支援の体制が求められているところでございまして、平成30年度に新規拡充をする事業がございます。資料をご覧ください。資料の1にございます「地域施設の専門性確保、サービスの充実」につきましては、子ども特別支援担当で実施するものが四つございます。

(1)の「地域施設への専門的スーパーバイズ」でございます。こちらは新規事業でございまして、非常勤職員として雇用する子どもの発達支援に高度な知識や技術を有する心理の専門職がすこやか福祉センター、障害児相談支援事業所、障害児通所支援事業所を巡回し、専門的な立場で助言等を行うものでございます。本件に係る心理職は子ども特別支援

担当の事務室での勤務日も設けまして、各施設等における現場の状況をもとに、子ども発達支援担当の職員がこの心理職から、専門的見地から助言を受けることで、発達に課題のある子どもに係る事業及び施策全体のレベルを向上していくものでもございます。本年6月から実施予定でございます。

(2)の「子どもの発達支援に係る専門研修」でございます。こちらも新規事業でございます。まして、(1)と同じ対象施設の職員向けの専門研修を行うものでもございます。年6回を予定してございます。社会福祉法人等へ委託して実施する予定でございます。

(3)の「保育所等への巡回訪問指導の拡充」でございます。こちらは療育センターのアポロ園とゆめなりあの心理職等専門職員が、発達の課題または障害がある児童の在籍する保育所及び幼稚園等を巡回訪問するものでもございますが、人員を拡充することにより訪問頻度の確保と支援の充実を図るものでもございます。

(4)の「重症心身障害児施設における医療的ケア児支援のための取組み」でございます。こちらは新規事業でございます。まして、重症心身障害児を対象とする区内の民間障害児通所施設を対象といたしまして、医療的ケアの充実に必要な看護師等の職員を確保するための補助を行うものでもございます。本年4月から実施しております。

次のページをご覧ください。2番につきましては「すこやか福祉センターにおける発達支援の取組み」でこちらは三つございます。(1)の「親の学びの場支援プログラム」でございますが、委託医療機関で1歳6か月児健診を受診した際に発達や子育てに課題があると判断され、このプログラムを勧められた親子が対象でございます。内容は運動遊びを取り入れた親子プログラムになります。四つのすこやか福祉センターがそれぞれ年6回、中部と南部のスポーツ・コミュニティプラザ及び鷺宮体育館を会場として行うものでもございます。

(2)の「発達グループ保護者支援」でございます。乳幼児健康診査によるスクリーニングや、保護者から相談のありました発達等に課題のある子ども、子どもの発達に不安を抱える保護者に対し、各すこやか福祉センターにおきまして月2回ずつに拡充いたしまして、集団での親子遊びを展開し、面談等を行うものでもございます。

(3)の「保護者支援プログラム」でございますが、こちらは専門家から講話を中心に学ぶものでもございます。こちらも子どもの発達に不安のある保護者等を対象に、年4回実施するものでもございます。

本件につきましては、以上でございます。

田辺教育長

ただいまの報告につきまして、質問等ご発言がありましたらお願いいたします。

伊藤委員

いずれもとても大事なことかなと思っておりまして、サービスの質を向上するためにもぜひ充実していただきたいなと思っております。

もう少し詳しくお聞きできたらと思ったのですが、例えば最初の1の(1)「地域施設への専門的スーパーバイズ」という新規事業なのですが、月6から8日程度となっておりますが、今日すこやかの方が来てくださっておりますので、具体的にはどのくらいの頻度になるのかということですか、あとどういう効果が具体的に得られそうなのか、あるいは現状こういった課題があつてそのことについて改善が見込めるといふことであればさらにわかりやすいかと思うのですが、そういったことについて差し支えない範囲で結構ですので、お聞きできればと思います。

副参事（子ども特別支援担当）

例えば、すこやか福祉センターには心理職を配置してございます。日常的な対応につきましては、すこやか福祉センターのほうに配置しております心理職が対応してございますが、さらにこちらの専門的スーパーバイズを担当する心理職に関しましては、大学教員等のさらに高度な知識を持つ職員を想定してございまして、その現場の心理職に助言等を行うことを想定してございます。

こちらで考えている訪問の想定は、例えばすこやか福祉センターに関しましては2カ月で5日程度、障害児支援事業所に関しましては2カ月で11日程度ということで想定してございます。

南部すこやか福祉センター所長

すこやか福祉センターは区内に4カ所ございまして、今年度から心理職を2名配置ということで2カ所のすこやか福祉センターを1人が担当することになります。発達支援につきましては、発達支援に特化した職員がいるわけではございませんで、福祉職、保健師、そして今年から配属される心理職のチームとして進めてまいります。現在まで進めているところにおきましても、やはり幼稚園・保育園、関係機関との連携、そして医療機関との連携、そういったところにつきましても課題がまだございますので、そういったことも含めまして主に事例検討を重ねて、OJTのところから専門のスーパーバイズを受けながら職員のスキルアップを図っていきたいと考えてございます。

伊藤委員

ありがとうございます。何か所もあるのでちょっとイメージがしにくくて申しわけないのですけれども、2カ月で5日というのは、そして事例検討というのは例えば幾つかのセンターと一緒に事例検討することも可能かなと思うのですけれども、実態としてはどういった運用になるのかももう少し詳しく教えていただけたらと思いました。

南部すこやか福祉センター所長

詳細については、今後連携をとっていくことになると思いますけれども、現在のところ各すこやか福祉センターごとの個別の事例というのがございますので、まずそこから手始めに進めてまいりまして、その各事例を積み重ねていくうちに共通の課題ですとか、共有してもっとしっかりと進めたほうがいい場合につきましては、合同で研修のような形でスーパーバイズを受けることも可能ではないかと思っておりますが、現在の段階では、当面はまず各すこやか福祉センターでというふうに考えてございます。

田辺教育長

よろしいですか。ほかにございますか。

渡邊委員

試みという意味ではとてもいいと思います。すこやかが唯一、中野区の子どもの相談場所ということで、これについてはそこを充実させるということで。新規ということではなげ今までそんなことをしていなかったのかなと若干思うのですけれども、すこやかには今、心理職が2人と言っていたのはもともと2人いたのではないのですか。例えば、子育て相談のときに必ず2人ぐらい相談員がいらっしゃったと思うのですけれども、その方とは別という表現なのでしょうか。それとも各すこやかではなくて、中野区全体でこの心理職の人数なのか。この新規の事業においてさらに増員はされるのでしょうか。

南部すこやか福祉センター所長

今の委員からのお尋ねですけれども、臨時職員として心理職が健診の際の一時指導あるいは経過観察ということで、その事業のときだけ配置するというので臨時職員が今までおりました。また、子育て相談につきましても、子育て専門の医師とそれから心理職ということで、各すこやか福祉センターに臨時職員として事業のために配置をされておりました。

今年度から正規職員ということで、区としてすこやか福祉センターに2名配置したというところでございます。

渡邊委員

ありがとうございます。今、伊藤委員が言っていたように、2名だと月6回から8回という予定はなかなか苦しいのではないかなと。対象がすこやか四つならばまだしも、ここに障害児相談支援事業所、障害児通所支援事業所というのが対象になっていますけれども、この事業所は実際区内にどの程度ございますか。

副参事（子ども特別支援担当）

障害児の支援事業所でございますけれども、障害児相談支援事業所が区内に8カ所、それから障害児通所支援事業所、児童発達支援と放課後デイサービス合わせて区内に20カ所ということになります。

渡邊委員

ありがとうございました。そうすると30カ所以上あることになるので、規模も違うのでこれを単純に回すことはなかなか難しいかなと思います。ただ、これはネガティブな表現をしているのではなくて、この事業に非常に期待しているので、これについてまだ運用が始まっていないわけですから、運用について、その内容と専門職と、うまく機能するように、とりあえず月6、7、8回といっても分配も各事業所によって変わってきますし、内容自身もよく精査されて、例えば講義形式のものであれば確かに全事業所を集めて1カ所で年3、4回という形はできますし、また、個別相談とか個別事例についての相談とかもう少し具体的にしっかりとやって、これを拡充・充実していただきたいなど。そこに相談して、発達に問題があるようなお子さんとかに手を差し伸べてあげられる最初のとりでになりますので、ここのあたりは充実して頑張ってもらいたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

田辺教育長

ほかにございますか。

伊藤委員

だんだんわからなくなってきましたのですけれども、2カ月に5日ということでしたけれども、そうすると30カ所以上あるところを2カ月に5日ずつ回るわけではないということですね。

副参事（子ども特別支援担当）

先ほど申し上げた頻度につきましては、勤務日ということで申し上げたところでございます。巡回の仕方につきましては今後、状況を見ながら検討していきたいと考えてござい

ます。

伊藤委員

巡回頻度が月6から8日程度となっていて、先ほどのご説明で2カ月に5日ということだったので、どういう計算なのかがだんだんわからなくなってきてしまったということなのですが、またぜひ今後どういう実態というか、どういう効果というか、どの程度の事業所を回れてこういうことがわかってきたですとか、課題というのも見えてくると思っていますので、ぜひまたご報告があるとうれしいなと思っております。

同様に保育所への訪問なのですが、これは1園につき月1回程度となっていますので、全ての園に月1回程度心理職の方が行かれるということなのかなと思うのですが、これもとても重要なものだと思います。ただ、月に1回ですとなかなかお子さんの名前も覚えられなかったりとか、子どもにとっての1カ月が長かったりしますので、月1回でどういうふうにするのが一番効果が上がるのかということも含めて、ご検討いただけたらと思っております。要望事項です。

渡邊委員

(3)の「保育所等への巡回訪問指導の拡充」について、「発達の課題又は障害がある乳幼児が在籍する保育所及び幼稚園」というところを対象に拡充するということで、アポロ園、ゆめなりあの心理職等専門職員を拡充されるのでしょうか。

副参事（子ども特別支援担当）

療育センターアポロ園と療育センターゆめなりあ、それぞれ心理職を配置しているところではございますが、人員等の制限から月1度の訪問が実際にできておりませんので、2カ月に1回程度ということで頻度を確保できていない状況がございました。そこで、アポロ園とゆめなりあ、常勤各1名ずつを拡充することによりまして、月1回必ず確実に訪問巡回ができるという体制をとったところでございます。

渡邊委員

ありがとうございました。これもとてもいいことではないかなと思います。今まで全てのところに巡回ができていなかったということで、1園につき回っていただけることはありがたいなと思いますので、よろしく願いいたします。

それと次の(4)なのですが、こちらは新規ということで重症心身障害児の対応として中野区は今までレスパイトケアとか、それは拡充してきていただいたところで、そういった意味で重心の子どもたちに新たな援助が一つ加わったということで、これも特筆す

べきことではないかなと思っております。区内の民間障害児通所支援施設と書いてあるのですけれども、区内にはこのような施設はどれぐらいあるのでしょうか。

副参事（子ども特別支援担当）

重症心身障害児を対象といたしました民間施設に関しましては1か所でございます。

渡邊委員

そういった施設が、今後1か所で足りていくのかどうなのかというところもあるのですけれども、こういったサービスが充実してくるとそういった施設も若干運営しやすくなるのではないかなと思って、新たな参入もあるのかなと少し期待したいところです。

次の(3)の「保護者支援プログラム（新規）」ということで、発達等に課題のあるお子さん等に不安を持たれるお母さんたちを対象に、専門家の講話という形で、これは講演会等みたいなものですが、新規の事業と。今までもこういったことをやっていたような気はするのですけれども、その違いがちょっとよくわからないので教えていただけますか。

南部すこやか福祉センター所長

子育て支援分野のほうで一般の区民の方等を対象にいたしまして、そういった子育て支援の一環としての発達というところに着目した講演会というのはやっておりますし、今後ともそれを引き続き、区としては続けていくことになっております。

こちらの保護者支援プログラム（新規）につきましては、あくまでも育てにくいお子さん、ここで今ご紹介いたしますと(2)の「発達グループ保護者支援」ということで、すこやか福祉センターで拡充します発達に課題のあるお子さん、そして保護者の方を月に1回ずつ集めまして、そして保護者の方がお子さんの状況を受け入れて、その後のいろいろな支援策に向かっていくように支えていく形のプログラムでございます。個別にかかわっていくこととなりますので、保護者全体としての認識といいますか、より専門的なところでの保護者が「うちの子はこれでいいのね、大丈夫なのね」みたいな形で思っただけのような支援が必要ではないかということで、今回この保護者支援プログラムというのを新規でやることにしました。ですので、あくまでも一般の方というよりも、多少そういった課題があったり、心配がある方を対象にして実施するプログラムでございます。

渡邊委員

ありがとうございます。内容が「新規」と「拡充」というのでよくわからなくて、新しいものに関してはよくわかるような形でエントリーしやすくしていただければと思います。

それと、この発達のことについて私が少し不安を感じているのは、教育委員会と離れてしまっていて申しわけないのですけれども、1歳6か月健診というのが今年度から個別に行われるようになります。1歳6か月健診というのは発達に課題のある子の最初のとりでというか、そこで少し不安のある方を見つけるケースがあったわけですが、それが今まではすこやかでやられていて、その場で親子相談教室とか講話とかそういったものが展開されていたのですが、それがなくなってしまうことに関して、その場で各医療機関からエントリーをしなければそちらに行けないとか、行かなければならないと。アクセスに一つハードルがついてしまったのではないかということで、それによって気軽に相談すればよかったものを相談できなくなってしまうようなケースを我々としてはちょっと心配していると。そのあたりについての拡充・充実については、この報告の中では見えないのですけれども何か施策は考えているのでしょうか。1歳6か月の歯科健診に頼るしかないという感じになってしまっているのも、そのあたりの対応は、すこやか福祉センターは考えているのでしょうか。

南部すこやか福祉センター所長

今、委員から1歳6か月児健診の委託に関するデメリットになり得る点についてお話がございましたが、逆にメリットといたしまして、ピンポイントでその日に区民の方が健診に来なければならないというあたりで、すこやか福祉センターには区民の方からのいろいろなご要望が寄せられていたということもございます。そしてまた、かかりつけ医という観点から申し上げますと、1歳前後まで予防接種等でかなりかかりつけの小児科、内科の先生方と区民の方が関係性を持つのですが、その後、1歳半健診、3歳児健診ということですこやか福祉センターで実施していることで一旦途切れてしまう部分もございました。そういったことを俯瞰するといった意味でも、1歳半健診を個別医療機関の先生方をお願いすることによって、より一層かかりつけ医の先生方との関係性、そしてすこやか福祉センターと区内の医療機関の先生方との連携、こういったものを今後構築していくことを目指しております。そして発達に関しまして、今、ご指摘を受けましたということもありません。今回新規拡充のプログラムを準備したところでございます。

今後、医療機関の先生方とすこやかの職員も連携を持ちながらかかわっていけるように、しっかりと進めてまいるといふことで考えてございますので、ご理解いただけたらと思います。

渡邊委員

ありがとうございます。ぜひよろしく申し上げます。

田辺教育長

ほかにありますか。

伊藤委員

私もいろいろ気になってしまって申しわけないのですが、さっき前半のことについて申し上げましたので後半の2以降、分けてお話しさせていただきます。

今、渡邊委員からもございましたが、1歳6か月健診というのはピンポイントですか、委託医療機関で個別にやるかというのはすごく大きな違いで、どちらにも当然メリット・デメリットがあると思うのですね。ですので比較して中野区にとってどちらがよいのかということを中心に評価して、また改善していくということが行政としては重要なことだと思っています。というのも、1歳6か月ぐらいからのケアがしっかりとしているかどうかは小学校1年生というところのものすごく直結すると思いますし、小学校の教育がそのまま中学に持ち込まれますので、やはりものすごく大事なところかなと思うのです。国際的にも小さいところでお金を使ったほうが効果が上がるということも出ていますので、そういう意味でとても大事だと思っています。という前提と、もう一つ、3月に1年間の教育の評価といったところで、外部評価の方からもロジックモデルとかプログラム評価ということをもう少しきちんとしたらどうかというお声がございました。そういう観点からあわせて申し上げますと、例えば(1)の「親の学びの場支援プログラム」は新規ということですが、こうした運動プログラムについて、そもそも各医療機関に何人の健診者があって、そのうちの何人にお勧めして、そこから何人が参加したのか。その何人が何回参加して、その後何につながったのかというトラッキングをきちんとしてほしいということと、あと利用者の声というか1と2の発達グループの拡充と、学びの場支援プログラムの新規の違いを考えると、一つ、やる会場が違ってスポーツプラザだったりするというのもございますし、運動だということもあるのかなと思うのですが、そのことについて時間帯ですとか行きやすさということですか、さまざまな利用者の声というのは貴重だと思いますので、そういったことをこまめにアンケート等で、最初は自由記述でも構いませんので拾っていただいて、プログラムの支援の目的というか、そこで1回の参加で何かが大きく変わるわけではないと思いますので、その後の継続的な支援につながるですとか、何がしか効果を想定されていると思いますので、そういった効果がきちんとあったかどうかを中間評価、プロセス評価と申しますけれども、そういったこともしていただいて、また夏と

か秋とかにご報告いただければいいなと考えております。

田辺教育長

ご要望ということでよろしいですか。何かありますか。

伊藤委員

それについての準備状況をお聞きできればと思います。

南部すこやか福祉センター所長

親の学び場支援プログラムは、発達グループ保護者支援と比較しますと、もうちょっとキャッチアップされるお子さんを対象に考えてございます。と申しますのも、各医療機関に今回初めて受診された方たちの中で、保護者がそれをそもそも受け入れて、あるいは不安に思って医療機関の先生方にご紹介をされるケースにつきましては、その後すこやか福祉センターにつながるように、昨年1年間かけて中野区医師会と受診票について検討してまいりましたので、その辺のつなぎについては展開できていくのかなと思っております。

ただ、そこまでいかない、保護者があまり認めない・受容しない、ですが先生方が気になっている。だけれどもそこで先生方からすこやかに行ってくださいといったときに、保護者の方が「えーっ」みたいな拒否的な反応をされる場合も想定されるといったことで、その場合にあくまでも親子遊びとか運動を通して、保護者が子どもに対して対応できるような、楽しいプログラムだからよかったら行ってみたらどうですかということで、先生方のほうからご紹介しやすい形でこのプログラムを作成しております。幼児の運動指導を専門に行っている指導員がついて展開するというふうになってございますので、この中で気になるお子さんがいた場合、すこやか福祉センターのほうへつなげていくという仕組みを構築してございます。ですので、そういった形ですこやか福祉センターとしましては気になるお子さん、あるいは本当に課題のあるお子さんをしっかりとフォローしていけるような体制を目指してつくってございます。そして、平成28年度の発達支援にかかわるさまざまな統計上のことでございますけれども、大体200人程度のお子さんが、例えばその後の巡回ですとか、保育園・幼稚園の加配ですとか、それから就学移行支援の関係で特別に引き継ぎをしていかなければならない、そういった方たちが大体200名前後ということで、すこやか福祉センターのほうでも大体それぐらいの人数の方を毎年フォローしていることになってございますので、今後、より一層落ちがないようには努めてまいりたいと思いますが、現状としてはそういったことでございます。

田辺教育長

よろしいですか。

ほかにございますか。よろしいですか。

それでは、本報告について終了いたします。

石濱所長はここで退室になります。どうもありがとうございました。

続きまして、事務局報告の2番目「児童相談所の設置に向けた検討状況について」の報告をお願いします。

副参事（児童相談所設置準備担当）

それでは、私から報告をさせていただきます。

中野区におきましては、平成33年度に児童相談所を設置するといったことで準備を進めているところでございます。その中での検討状況につきまして、特に平成30年度、新たに実施するもの、あるいは拡充する内容を中心にご報告させていただきます。

まず1番目「中野区における検討状況」でございます。特に人材確保、人材育成の取組が最も重要な点と課題認識しております。①といたしまして「専門職の確保」でございますが、平成29年度より新たに専門職、心理職を4名配置いたしましたところでございますが、平成30年度は新たに2名を追加配置いたしまして、児童相談所設置に向けた体制強化を図っているところでございます。

また、②といたしまして「児童相談所への派遣研修」でございます。こちらもこれまでの取組に加えまして、新たに3名を30年度児童相談所へ派遣することといたしております。そうしたことで児童相談所設置後の中核となる職員の養成を図ってまいります。

③「児童福祉司経験者S Vの配置」でございます。こちらにつきましても今年度より新たに非常勤の配置をいたしまして、相談支援スキルの専門性の強化、あるいは児童相談所設置準備の推進を図ってまいります。

また、④「専門研修の受講等」でございます。これまでも計画的に進めさせていただいたところでございますけれども、さまざまな専門研修につきまして積極的な受講を勧め、また、OJTの充実なども図ってまいります。

続きまして「(2) 関係機関連携強化」でございます。児童相談所設置につきましては、今お話ししましたような区としての人材確保も必要ですけれども、虐待対応は単一の機関だけで行うものではございませんので、関係機関連携強化につきましてもあわせて実施していく予定にしております。

①といたしまして「要保護児童対策地域協議会の強化」でございます。こちら今年度

より非常勤の巡回支援相談員を子ども家庭支援センターに配置いたしまして、関係機関への訪問を行ってまいります。きめ細かく顔の見える関係をつくっていきたいと考えてございます。地域協議会の実施状況につきましては、29年度途中までの状況でございますが、関係機関が46機関、代表者会議が1回、サポート会議が各すこやか福祉センターごとに2回ずつ、個別検討会議が43回、実務者研修が1回行われたところでございます。

続きまして、②の「養育支援ショートステイの強化」でございます。こちらはこれまでも実施してきているところでございますが、宿泊対応に加えまして児童の生活指導、行動観察等、新たに実施いたします。そうしたことをケースワークに活用することで養育状況の改善を図ってまいります。

また、「(3)社会的養護」の推進でございます。社会的養護につきましては、より家庭に近い環境で養育される方策を拡充していくことを基本といたしまして、里親の開拓支援など、あるいは児童養護施設のあり方について検討を進めているところでございます。平成30年度につきましては、東京都との共催事業に加えまして、区独自に里親普及啓発事業を実施いたしまして、区内の里親の開拓、拡充を図ってまいります。また、あわせてショートステイ、協力家庭事業を実施いたしまして、宿泊を伴う子どもの預かりの経験を通じて、協力家庭から里親になるといったステップアップに向けた環境整備も図ってまいります。

(4)といたしまして「一時保護施設の整備」でございます。児童の一時保護につきましては、虐待、放任等の理由によりその子どもを家庭から一時的に引き離す必要がある場合などにおきまして子どもを一時保護するものでございまして、児童福祉法の規定に基づく施設となっております。

区の整備の方針につきまして②に記載してございますけれども、区は中野東中に併設いたしまして（仮称）総合子どもセンターを設置し、そこに児童相談所機能を整備する予定としてございます。一時保護施設につきましては、ここは別の場所に区単独で確保していく考えでございます。区が確保する一時保護施設につきましては、十分かつ丁寧なアセスメント及びケースワークの実施、緊急時の応援体制の確保等を鑑みまして、（仮称）総合子どもセンターの近接地域に設置することを基本といたしまして、施設内ではできる限り家庭的な環境を提供し、子どもの安全・安心を確保してまいります。

また、一時保護施設の整備とあわせまして施設、里親等への一時保護委託の活用、あるいは地域コミュニティの中での継続した生活の確保などについても検討してまいります。また、加えて区域内に保護することが適切でない子どもの一時保護につきましては、東京

都あるいは他区の一時的保護施設との連携についても検討してまいります。

資料の2枚目に送っていただきたいと思います。一時保護施設に係る平成30年度の予定でございますが、一時保護施設の整備の基本方針及び基本計画を策定していく予定としてございます。

また、2番目といたしまして「特別区における検討状況」でございます。「(1) 児童相談所設置計画案のモデル的確認作業の状況」でございます。こちらは平成29年6月から、32年度に設置を予定しております3区が、東京都と計画案に対する確認作業を行っているところでございまして、相談体制あるいは施設整備等につきまして協議を進めている状況でございます。

また(2)といたしまして、研修や講演会等の実施でございます。こちらにつきましても各区ごとに実施しているところに加えまして、特別区全体の動きといたしまして、特別区の職員研修所等がこうしたさまざまな研修について実施しているところでございます。

また3番目「国の動向」でございますが、国では28年の児童福祉法の改正後、昨年8月、当該検討会を立ち上げまして新しい社会的養育ビジョンといったものを発表してございます。こちらの中では相談支援体制の強化あるいは家庭と同様の養育環境の整備といった原則の徹底、また、子どもの自立支援の徹底等などの項目につきまして、さまざまな具体的な提示をされているところでございます。国はこうした検討結果に基づきまして、さまざまなガイドラインの策定等を予定しておりまして、区といたしましてもこうした状況を鑑みながら検討を進めてまいりたいと考えてございます。

今後のスケジュールでございますが、最後に記載のとおりでございまして、種々準備を進めまして、平成33年度に総合子どもセンターを開所し、そこに児童相談所機能を含んでいく予定にしております。

報告は以上です。

田辺教育長

ただいまの報告につきまして、質問等ご発言がありましたらお願いいたします。

伊藤委員

大変詳細なご報告をありがとうございます。これも児童相談所の設置というのは本当に大きなことで、たくさんの難しい対応を求められる事柄について多くの業務を引き継ぐことになるので、改めて重要性とまたそれについてのご配慮の多さということを感じました。

それに関連してなのですが、少しわからなかった点なのですが、1ページの「関

係機関連携強化」、これは児相の前段階という形なのですが、要保護児童対策地域協議会の強化のところで、巡回支援相談員の役割が書いてあるのですが、その人がどういう立場の方なのかということがわからなかったので、申し上げたいこととしては、児童相談所ができる準備段階として、今、心理の方がふえていて、その方々は研修という形で児相に派遣されたりしていて、そういった準備も重要になってくるのかなと思うのですが、その一方でこうした拡充はどういう方が担っていらっしゃるのでしょうか。

副参事（児童相談所設置準備担当）

こちらの巡回支援相談員につきましては、非常勤の形で常勤職員とは別に、今年度は3名ほど雇っております。一応、心理の資格を持つ心理職を中心としたチームによって展開していきたいと考えているところでございます。

伊藤委員

どうしても心理職は非常勤が多くなっていくことがあるのですが、児相ができて常勤の方もふえる中で、必要なものはなるべく常勤の方もかかわれるというか、常勤の人が多いといいなということになってくるのです。なぜそういうことを上げるかというのと、いろいろ考えてまだイメージできにくのですが、都から区に児相が移ることのメリットは、やはり区に応じたきめ細かい対応ができるということだと思いますので、巡回していると恐らく中野区ではこういうことが必要であるとか、中野区の資源、この資源というのが意外に大事でして、中野区にある資源や中野区の施策のよさということを理解してスーパーバイズをするなり、理解して相談に乗るなりということがとても大事なことで、やはり中野区の専門ということも重要だと認識しているのです。そういうことを考えると、せっかくいい取組なので非常勤の方ばかりで1年でやめてしまわれるとか、数年でみたいなことだともったいないですし、OJTもどうしても大事になりますので、OJTをして育てた非常勤の方がいなくなってしまうというのも区としてどうかなと思いますので、長い意味でのランニングコストを考えると、どういったことが重要かということを常に考えていただいて、今後も長期的な計画を立てていただけるといいのかなと思いました。要望事項です。

田中委員

今の伊藤委員の話にも少し関連するのですが、児童相談所は多分人材が全てとは言わないですが、かなり大きな部分を占めると思います。前に児童相談所の所長さんとか、それから一時預かり所の所長とかと一緒に話した機会があったのですが、一

生懸命やろうとして入ってきて、意欲があつていろいろなことに向き合えば向き合うほど、ある意味こういう仕事なのでつらくなってその仕事から離れていってしまうような事例が結構あるのだとお聞きしたことがあるのです。せっかく育った人たちにぜひ中野区で活躍していてもらいたいなど、職員の方のヘルスケアというのでしょうか、そういった部分というのは何か現時点でもし考えているようなことがあれば、ちょっと教えていただければと思います。

副参事（児童相談所設置準備担当）

ご指摘いただいたことは本当にそのとおりで感じております。まずは、ヘルスケアももちろん必要なのですが、個人個人の判断ではなく、チームでプレーしているといったことを意識づけするというのが、まず一つ重要なことかなと考えておまして、今、我々子ども家庭支援センターでも割ときめ細かくチームを持って、その中にきちんと研修を受けた経験のあるコーディネーターなども配置していきながら、全てのことをチームあるいは所内の会議で実施していき、悩みについても共有し合うという体制をつくっていきたいことが一つでございます。

また、そういった中でもいろいろ個人的に悩みを抱えていたりとか、どうしても一生懸命になるばかりでハードワークになってしまうということもございますので、そういった場合にはきめ細かく声をかけたり、あるいは区でも全体として産業医などの面談等もできるようになってございますので、早い段階からそういったフォローができるようなことについても考えていきたいと思っております。

田中委員

せっかくいい人材を育てて、末永く中野でということですので、ぜひその辺よろしくお願ひします。

田辺教育長

ほかにございますか。

渡邊委員

中野区に児相ができるということについて、賛否両論だとかいろいろあると思いますけれども、私としては基本的に少しよかったなと。今、杉並だけの児相で本当に対応ができていのかと。皆さんが思っている以上に虐待というのはどこから虐待かとか、いじめなんかと同じようなのですけれども、どこからそうだと言われると私達のところで診ているだけでもそうなのではないかなと思う事例はかなりあって、それがそのままないがしろに

なっているというのが本当の現状で、実際の数の数倍以上のそういった実態があるのが本当だろうと。そういった意味で間口が広がっていくことによって、その子たちが救われると。特にそういった人権の問題だったりとか、特にこういうケースというのは、発達に課題のある子どもの親御さんとか、いろいろなところで、いろいろな意味で虐待につながるようなケースも少なくないのではないかなとは思っております。ですから、それを期待する上で、今、田中委員が言われたように人員の確保と教育そしてチーム力というのを養っていくのは本当に大変で、今書いてある1のところの(1)が十分に行われているのだろうと思っているのです。

ただ、次は拾い上げがやはり重要で、ここにちょっと「関係機関連携強化」と書いてあるのですけれども、ここに関しては要保護児童の対策地域協議会と。29年度の開催、実際は個別検討会議がこれだけ43回も行われていると私は全然知らなかったのですけれども、全体会でサポート会議もあったのかなというぐらいな。私達は呼ばれたかなぐらいにちょっと思い出していたのだけれども、誰か行ったかなと。それぐらいの記憶しかないので、自分の団体のことを言ってしまったのですけれども、そういった意味ではその団体があまり関知していなければ各医療機関へまでは多分伝わらないと。本当に学校にこの連絡がいったのでしょうか。医療機関、診療所もそうですけれども歯科医院もそうです。見つけるケースというのは、歯が悪い子は虐待を受けているとか、田中委員のほう詳しいとは思いますが、そういうふうに。虐待を受けているというか、ネグレクトで。ネグレクトも虐待のうちなのですから。それと学校との連携、どうも私もずっと10数年間の中に学校から何回か相談を受けた例があって、児相につながった例はないのです。でも児相につながる例なのではないかなと思いつながらないのはなぜかなと。周りの人のこともあるし、こういう問題というのは、ことを大きくするのは、騒ぐのはやめたいという心理的な作用が働いてしまうので、何となくおさまっているのだったらいいかという形で終わらせてしまっているケースがあったのではないかなと、自分の中でも思うのです。そういう意味で学校との連携が「巡回相談員を」と、今までこういったことをしていなかったのかという気もしますし、児相だからやるのではなくて、子ども家庭支援センターは小さなパンフレットもつくってあるではないですか。そういったものの中でその事業部署として学校とのつながりのための施策というのは、現在行われていなかったのか。もし行われていなければ、少なくとも児相をつくる上で学校との連携強化という意味で今から始めていただければ、児相が学校・幼稚園に目を向けているということをしっかり願

いしたいなとすごく思っているところです。ですから、学校の連携強化ということについてはもう少し。この内容だけで、(2) はこれで終わってしまっているのもう少し具体的な各関係機関との実施方法、それと家庭とか地域の人たちに、民生の人たちとどういふふうにかかわっていくかということをも具体的に表現する必要があるのではないかなと思います。

ショートステイなのですから、今回、強化ということで「宿泊対応に加えて、利用する要支援児童への生活指導、行動観察等を新たに実施」はやっていなかったのと。これだとやっていなかったのみたいな言い方になってしまうので、具体的に、やっていただけけれども少しここは強化したよというふうにはやらないと。この文章を読むと今まで我々は何もしてなかったみたいに思われてしまうので、ちょっとここは直していただきたいなと思っています。

それと、一時保護施設についても中野区に独自に開設するというので、今はどちらを使っているのですか。中野区には一時保護施設というのはないわけで、どういうところを利用しているのかなと思ひまして。

副参事（児童相談所設置準備担当）

今、東京都の児童相談所の所管は杉並の児童相談所が中野区を管轄しているのですが、実は杉並の児童相談所には一時保護所を併設していないのです。なので周辺の施設を、その子に応じて空いているところを使っていくということで実施しております。どこと決まっているということではございません。

渡邊委員

中野区は子ども家庭支援センターとしては、児相に行かなければそういった保護施設を使う必要がないということなのでしょうか。

副参事（児童相談所設置準備担当）

一時保護所への保護につきましては、措置をしていく形になりますので、我々区は今の段階ではその権限を持っておりませんので、保護施設への措置あるいはその後の入所といったことが必要な場合には、お子さんの状況を都の児童相談所に送致をいたしまして、そこから援助されるという形になっています。

それ以前に、区の中で親御さんとお子さんを少しお離ししてそれぞれの気持ちを聞いていきたいという場合には、先ほどあったショートステイを利用させていただきながら、保護所へ行く前段階で、区でできる支援を実施しているといったところがございます。

渡邊委員

ありがとうございます。(4)の②のところですか。区は総合子どもセンターに児童相談所を整備すると。総合子ども支援センターというのはどこですか。

副参事（児童相談所設置準備担当）

（仮称）総合子どもセンターにつきましては、今、準備を進めているところですが、旧十中のところに今度新しくできる中野東中学校に併設する建物の中に入れていきたいと考えてございます。

渡邊委員

そういう意味ではその中に児童相談所の機能を整備するという、もともとのスタートのところですね、ここの部分は。わかりました。

そして、そこに区単独の一時保護施設をつくらないと。別のところに確保するのですよね。

副参事（児童相談所設置準備担当）

あちらの建物とは別の場所に、単独で確保していきたいと考えてございます。

渡邊委員

ありがとうございます。ここの中にもう一つ、さっきのどうしても連携が大切だと、一番最後の文のところに、一時保護施設の整備にあわせて里親への一時保護委託という形も書いてありますよね。そういった意味で、地域のコミュニティの中にと書いてあるのですが、これについてショートステイのところにもありますし、(3)社会的養護のところには個人宅と。地域の人たちに協力を仰ぐところが非常に多いので、このあたりの連携というのはあっさり示さないで、しっかりと文章も形もこういうことをやっていく。そして説明会とか、児相があつてからいきなりやるのではなくて、区民へ対する説明とか児相の役割とか里親の役割とか、今だと里親になりませんかというパンフレットが回ってくるだけで。多分それも一部の人にしか回らないのではないのでしょうかというぐらい、見たこともない人がほとんどなのではないかなと思うのです。そういう意味では、そういったこともぜひ具体的な形として啓発をしていただきたいなと、特に学校には。よろしく願います。

副参事（児童相談所設置準備担当）

区でそれぞれやっていることを周知することも必要ですし、地域に求めていくこともこれからたくさん出てまいりますので、関係機関や地域でそういった子育て支援にかかわっ

ている方々への周知というのを具体的に進めていきたいと思っております。特に里親に關しましては、なかなか啓発がきちんと行き渡っていないという状況はあるかと思っておりますので、一つ、今度ショートステイの家庭版というのを始めるのもきっかけになっていくと思いますし、そういったきっかけをつかみながら、区独自でも里親への啓発といったことを、中野区の里親さんたちにとっても熱心にかかわっていただいておりますので、そうした関係性を生かしながらやっていきたいと考えてございます。

伊藤委員

先ほどオーバーワークの話が出たのですけれども、業務の多さということともう一つは支援がうまくいくかいかないかということがオーバーワークにはかかわるので、おっしゃっていただいたようにチームでというあたりとか、機能する仕組みをつくっていくことが大事かなと思っております。

それと関連して思ったのですけれども、中野で児相をつくることのメリットの一つは、先ほど申し上げたような中野のニーズに合わせたカスタマイズということだと思うのですが、もう一つは心理職なら心理職、福祉職なら福祉職の横のネットワークづくりではないかなと思っております、先ほど小児科のお医者様という話もありましたけれども、そういった他職種を含めた横のつながりをつくっていくためには、例えばスクールカウンセラーの研修会なども中野区は今、していただいておりますけれども、そういったところで、こういう中野区としての構想の中で児相の準備が始まっているとか、それに関連して巡回支援相談員をこういう意味でふやしたのだとか、先ほどのすこやかとかそういったところでの強化などについても、スクールカウンセラーも毎年入れかわりますので、そこで情報共有をすることで、学校ということがありましたけれども、学校の中で実働としてそういう知識を持った人間がいることによって、先を見通したあるいは中野の施策を踏まえた支援というのが行えると思っておりますので、研修会でそういう具体的な情報を流すというのはお金もかからないですし、工夫のできる場所だと思いますので、お役所の中での横のつながりも必要になってくるかと思うのですけれども、そのあたりもぜひお願いしたいなと思しました。

それからもう一つは一時保護なのですけれども、児相を中野が預かるということは本当に大変なことで、私はその部署の方のバーンアウトを心配しているぐらいなのですけれども、しかし一方で中野区はすごくそういったことに理解のある、あるいは今、里親さんということがありましたけれども、近いような支援が既に行われていることがあると思いま

すので、そういったことも踏まえて横のつながりと同時にぜひ地域の理解というところでこういう意味がありますとか、かんで砕いてというか、一般の方がわかりやすい形で、今、社会的養護もすごく小規模化ですとかいろいろ課題がある中で、課題があるまま中野が預かる形になるのだと思いますので、その辺の意味合いも含めて、ぜひ広報をしていただけるといいのではないかと思います。よろしくお願いいたします。

田辺教育長

よろしいですか。

小林委員

今、もう大分、各委員からさまざまなお話がありまして、特にその中で私は学校とのかかわりというのはもっとしっかりと取り上げていく必要があるかなと思います。児童虐待を発見するというのも、学校の教員が見つかるケースが非常に多いわけで、ただ、見つけてどうしたらいいかというのは、案外、学校はそれから先の見通しという具体的な取組がわからないままで、結局子どもに不利益が増大していくというケースが非常に多いと思うのです。

初めに伊藤委員が言われたように、都から区に移管されて、区としての児相をつくっていくわけですので、もちろん今準備が非常にしっかりとされていると思いますので、これについて私はああだこうだというのではないのですけれども、やはり区の独自性を考えたときに、もっと学校との連携というのが随所に、いろいろな場面に出てくるべきだと思うのです。というのは、子どもの立場を考えれば、おおむね子どもは家庭にいるとともに学校に在籍していると。そうすると、生活する場面も半々というところであれですけれども、両方ですので、学校の教員がこういったところとどういうふうにつながっていくかというのは非常に大きいわけですので、例えば連携の中にも学校の教員だとか、そういう者も当然入るべきだと思いますし、それからスタッフの中にも学校の教員経験者がいろいろな立場でもいて当然ではないかなと思うのです。ですから、そのあたりの工夫というのはもっと発想を変えて、準備段階から学校と密接にかかわっていくような仕組みづくりを期待したいなと思うのですね。やはり、学校はある意味で真面目に一生懸命取り組もうとしていますので、自分たちで完結しようという思いがどうしても強くなってしまっているのですけれども、これだけ課題がさまざまに複雑化している中で、連携して子どもたちに一番いいものを求めていく必要があると思いますので、ぜひお願いしたいなと思います。これは要望です。

それからもう一つ、私が今まで学校の中において、児相もそうなのですが、少年事件なん

かに関しては、警視庁の少年センターというのが非常に有効に機能していたということがありました。ここですと新宿でしょうか、ここの連携というのは、私はすごく重要なと思うのです。児童虐待に関してももちろんそうだと思うのですけれども、警視庁の少年センターのノウハウとか、そういうものもしっかりとうまく取り入れながら、今後生かしていける余地があるのではないかなと思いますので、これもぜひ少しお考えいただければと思います。

以上です。

田辺教育長

何かありますか。

副参事（児童相談所設置準備担当）

ありがとうございます。ご指摘のあったことについては、本当にそのとおりだと思っております。学校につきましては、日ごろ毎日のように子どもたちを見てくださっていますので、虐待自体はDVですので見えないところで行われているわけですが、子どもたちが発信する傷・あざだけではない日ごろの行動と少し違うといったメッセージを本当にきめ細かくすくっていただいて、子ども家庭支援センターにその状況を早目に上げていただいて支援につながっているケースも今でもたくさんございますが、まだ一方でかなり込んだ状況になってから私どもが行って、この子はどうしたのでしょうかねといったところから話が始まっていくということも実際には幾つかございますので、どの学校でも同じような対応をしていただけるように、我々の実力も高めていって信頼していただかなければいけないと思いますし、学校の先生方とも、顔と顔の見える関係性というのをこれまで以上につくってまいりたいなと思っております。

また、少年センターにつきましても、おっしゃっていただいているとおりと思っております。利用提供の代表者会には少年センターの方々も来ていただいておりますので、代表者会だけではなくてそこでいただいたいろいろな事柄をサポート会議や地域に落とししていく取組も、今後、進めてまいりたいと考えてございます。

渡邊委員

医師会では高齢者虐待と子どもの虐待については毎年講演会なんかを開いて会員には周知しているのですけれども、区としてはやっていないのではないかなと。そういう意味では区民全体に対する、今言ったように暴力が虐待ではないので、そのあたりというのはみんながどうしても殴られた跡があればそれは虐待だとか、そういう意味につながるかもし

れないですけれども、そうではない、さっきもちょっと言ったネグレクトみたいなことも
そうですし、いろいろな子どもの気持ちの変化とか気づきということを区民全体で受けと
めていく、児相ができていく上にはそういったことも予定しているとは思いますが、
なるべく啓発して多くの方に来ていただいて、聞いていただけるようなものを。例えば教
育委員会もそれに協力して各学校に全部通知して、そういった教員たちのための講演など
もぜひ企画していただければありがたいなと思います。要望です。

田辺教育長

よろしいですか。

伊藤委員

今、少年センターの話が出たのですけれども、多分、多々情報提供でご存じだと思いま
すけれども、今は少年鑑別所も非常に社会貢献してしまっていて、ここは氷川台の一般相談が
無料で使えるという地の利もあつたりしますので、そういった地域のリソースを整理して
いただいて、どの巡回指導さんもどのスクールカウンセラーさんも、いろいろなお立場の
方がみんな知っているという状況になりますと、学校の先生方もいろいろな情報を身近に
得ることができますので、ぜひお願いしたいなと思いました。

小林委員

これは要望なのですけれども、一方で学校教育の側もこれに対してどういうふうに取り
組んでいくかということが重要だと思いますので、今後、例えば教員研修の中で管理職研
修だとか生活指導主任の研修会とか、もちろん初任者研修も含めて、そういった研修等を
積極的また計画的に盛り込んで、無理なく進めていただければありがたいなと思います。

田辺教育長

学校の対応能力の強化という意味でも、児相あるいは子ども支援センターがこれから児
相に向けて準備する段階で、学校の支援にもなると思っていますので、連携に努めていき
たいと思います。

ほかにございますか。よろしいですか。

それでは、本報告について終了させていただきます。

続きまして、事務局報告の3番目「上高田小学校・新井小学校統合新校校舎等整備基本
構想・基本計画の策定について」の報告をお願いします。

副参事（子ども教育施設担当）

それでは「上高田小学校・新井小学校統合新校校舎等整備基本構想・基本計画の策定に

ついて」、ご報告させていただきます。

基本構想・基本計画につきましては、別添資料のとおりでございます。

続きまして、意見交換会の実施結果についてご報告いたします。当委員会にてご報告させていただいておりましたが、基本構想・基本計画（案）の内容に基づきまして、2月に意見交換会を実施いたしました。開催日時及び会場、参加人数につきましては資料記載のとおりでございます。

意見交換会で寄せられました主な質問、意見等につきましては、まず小学校につきましては②、屋上に設置いたしますプールの設置に当たり、防音対策は考えているのかどうか。また③、2階に配置いたします屋内運動場に対する車いす利用者への対応などのご質問等がございました。

これらに対しまして、プールの防音対策につきましては、今後行っていきます基本設計・実施設計の中で周辺環境を踏まえた対策等を検討してまいります。また、屋内運動場利用につきましては、運動場の近くにエレベーターを整備いたしまして、ユニバーサルデザインによる施設づくりを行ってまいります。その他の質問、意見等につきましては記載のとおりでございます。

次に、三つ目でございますが、基本構想・基本計画（案）からの主な変更点についてご説明させていただきます。別添資料、1階平面図兼配置図をご覧くださいませでしょうか。図面の左下でございますが、特別支援学級の前面にスペースを広くとりまして、普通学級の児童との交流ができる場を整備いたしました。

二つ目ですが、2階平面図をご覧ください。屋内運動場につきまして利便性の向上や、またセキュリティ確保のため、2階の屋内運動場のそばにエレベーターを整備いたしました。こちらにつきましては、屋内運動場の横に階段を配置してございますが、その横に小さく「エレベーター（EV）」と書かれているところが車椅子対応のエレベーターになります。

最後に三つ目ですが、1枚目の1階平面図にお戻りいただきまして、エントランスの脇になりますけれども、利便性の向上や動線の整理のため、地域連携室やPTA室を来校者出入り口の近くに配置してございます。変更点につきましては以上でございます。

今後の予定につきましては、資料に記載のとおりでございます。

ご報告は以上です。よろしく願いいたします。

田辺教育長

ただいまの報告につきまして、質問等ご発言がありましたらお願いいたします。

田中委員

今、セキュリティーという話が出て、毎回よく地域の方からもセキュリティーに対してご心配の声をいただいていますけれども、ちょっとこの件とは離れるかもしれないのですが、最近いろいろなセキュリティーを社会的に見ていると、塀で囲まなくてもカメラだとか、いろいろな、そういう新しいセキュリティーの方法というのはできてきていると思うのですが、そういうのを学校に。ただ塀で囲んで、それが基本にはなるのかもしれないのですが、そういうことは可能というか、何かあるのでしょうか。教えていただければと思います。

副参事（子ども教育施設担当）

基本的には建物の施錠、また周辺に外構等の門扉、塀等でセキュリティーを確保していくことになるかと思えます。また、あわせて防犯カメラは学校に設置いたしますので、そちらの配置等、どこに配置するかというところは実施設計の中でいろいろ検討しながら、安全性の確保に努めてまいりたいと考えてございます。

田中委員

ぜひそういうふうに進めていただければと思うのですが、その一方で地域の人たちが自由に入れると言うと語弊がありますが、うまく学校と交流できるようにぜひよろしくお願いします。

伊藤委員

プレイルームというのをつくっていただいて、すごくいいなと思うのです。子どもさんたちがそこで自然に行き交えるというか、そういう建物の構造を使った自然な交流ということが見込めるということで、とてもよかったなと思っています。

それに伴ってP T A室とか地域連携室も移動したわけですが、それもまたエントランスに近いところであったり、今度、保健室とかいろいろなものと近くなりましたので、それはそれで意味が生じてきていいのかなと思いました。

そういった移動があつてよくなってきたので、さらにとつたのですが、前から出ていますけれどもパーティションというか、例えばP T A室と地域連携室とかは少し中でつながるとか敷居を取り払えとか、特別支援教室も細長いものが四つという図面になっていますけれども、これは少し可動式になるとか、放送室と職員打ち合わせ室ですとか、細かい部屋があるとあまりお掃除もできなくて死んだ部屋になってしまうという現実もあ

るので、今、そういった可動式のものでとかいろいろあるので、建築構造面については素人でわからないのですが、ぜひ今度、もし可能でしたら何か図面の中でもここは可動式ですみたいなものがあれば、わかるようにしていただけるとよりイメージが広がっていいのかなと思いました。よろしくをお願いします。

副参事（子ども教育施設担当）

内部のつくり込みにつきましては、基本設計のほうで検討いたしますので、委員のご意見等を踏まえまして、いろいろ可動式のパーティションの設置であるとか、利便性、使い勝手とかを考えた上で設計を進めていきたいと考えてございます。

田辺教育長

ほかにございますか。よろしいですか。

それでは、本報告について終了させていただきます。

その他、ご報告等ございますか。

副参事（子ども教育経営担当）

特にございません。

田辺教育長

それでは最後に、事務局から次回開催について報告願います。

副参事（子ども教育経営担当）

次回開催でございますが、4月20日金曜日、10時から当教育委員会室にて開催を予定してございます。

以上でございます。

田辺教育長

以上で、本日の日程は全て終了しました。

これをもちまして、教育委員会第9回定例会を閉じます。どうもありがとうございました。

午前11時20分閉会